

安芸太田町訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 安芸太田町（以下「事業者」という。）が運営する安芸太田町訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）であつて、主治医が指定訪問看護又は介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の必要性を認めた場合には、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう指定訪問看護等を提供することを目的とする。

(指定訪問看護等の運営の方針)

第2条 事業者は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第68号）」及び「介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第69号）」その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 安芸太田町訪問看護ステーション
- (2) 所在地 広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内236番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における従業者（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1人（資格：看護師、勤務形態：常勤・兼務）

事業所における職員の管理、指定訪問看護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問看護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。また、主治医の指示に基づき指定訪問看護等が実施されるよう必要な管理を行うものとする。自らも指定（訪問看護）の提供にあたる。

- (2) 保健師、看護師又は准看護師：常勤換算で2.5人以上

医師の指示書に基づき指定訪問看護等の提供を行い、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書（以下「計画書」という。）、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書（以下「報告書」という。）を作成し、管理者から決裁を受けるものとする（准看護師は訪問のみとする。）。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要と認められる人数

身体機能の維持等に必要なリハビリテーションを実施するものとし、そのリハビリテーションは医師の指示書及び計画書によるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとし、国民の祝日（振替休日を含む。）、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
(2) 営業時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
(3) サービスの提供については、利用者の希望に応じて、365日24時間対応する。

（指定訪問看護等の内容等）

第6条 指定訪問看護等は、以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

- (1) 指定訪問看護等は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医の指示の文書に基づき、計画書に沿って実施するものとする。
(2) 指定訪問看護等の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うこととともに、計画書の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。
(3) 計画書及び報告書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が実施した内容も一体的に含めて記載するものとする。
(4) 指定訪問看護等の提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。
- 2 指定訪問看護等の内容は、以下の各号に定めるものとする。
- (1) 病状、障害、全身状態の観察
(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
(3) じょく瘡の予防・処置
(4) リハビリテーション
(5) ターミナルケア、認知症患者の看護
(6) 療養生活への指導・助言等
(7) カテーテル等の交換・管理
(8) その他在宅療養を行うために必要な医師の指示による医療処置

（利用料その他の費用の額）

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その1割の額又は2割の額又は3割の額とする。

なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

- (1) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域境界より1km当たり30円の額を徴収する。
- (2) 死後の処理料は、実費相当額とする(10,000円)。
- (3) 前2項の利用料及びその他の利用料は、訪問看護を行う前にあらかじめ利用者やその家族に対し説明を行い、理解を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は安芸太田町の区域とする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問看護等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容(認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等)を確認するものとする。
- 3 指定訪問看護等の提供を行う職員は、当該看護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

(緊急時の対応等)

第10条 職員は、指定訪問看護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医及び管理者に連絡するものとする。

- 2 報告を受けた管理者は、職員と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理等)

第15条 事業者は、提供した指定訪問看護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第16条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(職員の研修)

第17条 事業者は、職員の資質向上を図るため、全ての職員に対し、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 6 か月以内に実施
- (2) 継続研修 年 1 回以上実施

(記録の整備)

第18条 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 主治医の指示書
 - (2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
 - (3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
 - (4) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (6) 苦情の内容等に関する記録
 - (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第19条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第20条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

附 則

この運営規程は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成17年 1月1日から施行する。
この運営規程は、平成19年10月1日から施行する。
この運営規程は、平成22年 6月1日から施行する。
この運営規程は、平成24年 4月1日から施行する。
この運営規程は、平成26年 4月1日から施行する。
この運営規程は、平成27年 6月1日から施行する。
この運営規程は、平成28年 7月1日から施行する。
この運営規程は、平成29年 5月1日から施行する。
この運営規程は、平成29年 8月1日から施行する。
この運営規程は、平成29年10月1日から施行する。
この運営規程は、平成30年 4月1日から施行する。
この運営規程は、令和元年 8月1日から施行する。
この運営規程は、令和3年 4月1日から施行する。
この運営規程は、令和3年 5月1日から施行する。
この運営規程は、令和4年 6月1日から施行する。
この運営規程は、令和4年12月1日から施行する。
この運営規程は、令和5年 4月1日から施行する。
この運営規程は、令和6年 4月1日から施行する。
この運営規程は、令和7年 4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

安芸太田町訪問看護ステーション利用料

【医療保険対象】

1 基本料金

保険の種類によってご負担額が異なります		
項目	内容	金額
基本利用料 (2時間未満)	後期高齢者 高齢受給者	訪問看護に要する費用の1割 (一定以上の所得の方 3割)
	上記以外	加入保険の自己負担割合による額

		週3日目までの訪問(限度)	週4日目以降 (特別な疾病のみ)
訪問看護療養費	基本療養費	看護師等(1日当たり) …5,550円	6,550円
		准看護師(1日当たり) …5,050円	6,050円
		緊急時訪問看護加算……………2,650円	—
	管理療養費	1月当たり 1日目7,440円 2日目～3,000円	
その他の療養費	24時間連絡体制加算	6,400円(月1回)	
	重症者管理加算	2,500円又は5,000円(状態によって異なる)月1回	
	ターミナルケア療養費	25,000円	
	難病等複数訪問加算	1日2回:4,500円 1日3回以上8,000円	
	緊急時訪問看護加算	1日につき1回:2,650円(在宅療養支援診療所・病院の医師の指示)	
	複数名訪問加算	看護師4,500円、准看護師3,800円(週1回)	
	基本療養費(Ⅲ)	外泊中の入院患者に対して行う訪問 8,500円	

2 その他の料金(保険適用外)

項目	内容	金額
休日等時間外の 看護サービス料 加算	休日等、本人の希望により訪問した場合	1 時間以内 1,000円 2 時間以内 2,000円 3 時間以内 3,000円
交通費	安芸太田町町内	275円（税込）
	営業区域外ステーション車利用 1 k m 当たり	30円（税込）
	公共交通機関	実費
	災害等の場合で有料道路を使用した場合 （利用者の了解を必要とする）	実費
おむつ等衛生材 料費		実費相当
死後の処置料		10,000円

【介護保険対象】

1 利用者負担額

内容	金額
通常の場合	厚生労働大臣が定める基準による額の 1 割
居宅サービス計画の未届け 支給限度額を超える分 保険料滞納などの場合	厚生労働大臣が定める基準による額（全額実費）

所要時間等	訪問看護師等		利用者負担金
20分未満	314単位 3,140円		10%
30分未満	471単位 4,710円	早朝 6：00～8：00 25%加算 夜間 18：00～22：00 25%加算 深夜 22：00～6：00 50%加算	10%
30分以上 1 時間未満	823単位 8,230円		
1 時間以上 1 時間30分未満	1,128単位 11,280円		

＊准看護師によるサービス提供の場合 ×0.9となります。		
特別地域訪問看護加算	上記所定単位の15%に相当する単位を加算	10%
特別管理加算	特別な管理を必要とする厚生大臣が定める状態にあるもの（2,500円）	1 か月 250円
サービス提供体制強化加算	60円／1回	10%
緊急時訪問看護加算	5,740円／月：24時間対応体制に同意を得ている場合	1 か月 570円
複数名訪問看護加算	30分未満 2,540円 60分未満 4,020円	10%
ターミナル加算	25,000円／月	10%
交通費	安芸太田町	訪問看護費に含む
	上記サービス提供地域外	1 km当たり 30円
	災害等の場合で有料道路を使用した場合 （利用者の了解を必要とする）	実費